愛馬会要綱

ここでは楽しいクラブライフを送っていただくための基本的なことについてご説明いたします。

一般会費

一般会費はクラブ運営費に充てられるもので、月額3,300円（消費税込）を入会した翌月分からお支払いいただきます。

●一般会費は当該月分を翌々月の12日にご指定口座からの自動引き落としとなります。

●便利でお得な一括前納もご利用いただけます。
年払い《33,000円（消費税込）…2ヵ月分割引》
半年払い《16,500円（消費税込）…1ヵ月分割引》

※お申し込み時に『入会／出資申込書』の冒頭に記入欄がございますので、ご希望のお支払い方法に○を付けて下さい。次回のご請求時にご指定口座からの自動引き落としとなります。なお、変更のお申し出がない限り、次回以降のお支払いは自動的に更新されます。また、途中で変更される場合は、クラブ東京事務所までご連絡ください。

●出資馬がいなくなっても、退会のお申し出がない限り、一般会費は発生します。退会を希望する場合は必ずクラブへお申し出下さい。

●年払い・半年払いの途中で退会される場合において、理由の如何にかかわらず、納入済の代金は一切返還はいたしませんので、あらかじめご承知おきください。

維持費出資金

維持費出資金は、出資馬の飼養管理（育成及び厩舎預託料、各種登録料、輸送費など）に要する費用に充当します。

●ご請求開始は原則2歳1月分からです。（2歳募集馬は除く）

●維持費出資金は、1頭分を中央所属馬は月額60万円、ホッカイドウ競馬所属馬は月額30万円と設定し、各募集口数で除したものが一口当たりの維持費出資金です。なお、地方馬が中央転入するなど所属変更の際は維持費出資金も変更になります。

200口馬（中央競馬所属馬）	／月額3,000円
400口馬（中央競馬所属馬）	／月額1,500円
500口馬（中央競馬所属馬）	／月額1,200円
1000口馬（中央競馬所属馬）	／月額　600円
200口馬（ホッカイドウ競馬所属馬）	／月額1,500円

●維持費出資金（月額）はそれぞれの出資口数に応じて、当該月分を翌々月の12日にご指定の口座から自動引き落としとなります。

保険料出資金

保険料出資金は、出資馬の競走馬保険料に充当します。

●愛馬会所属馬は2歳1月1日より競走馬保険（死亡補償※未出走馬競走能力喪失担保特約付）に加入します（保険年度は1月1日～12月31日まで）。

●保険金額は競走馬出資金に対し、2歳馬および3歳馬は出資馬代金の100%、4歳馬および5歳馬は70%を保険金額とし、6歳以上は競走馬保険に加入しません。なお、障害馬は競走馬保険の対象外となります。また、JRA、南関東競馬以外の所属馬については競走馬保険には加入いたしません。

※障害馬に転向するときは、当該馬が障害競走への出走が確定した時点で競走馬保険を解約いたします。

●保険料出資金は、競走馬出資金に応じて負担するものとし、毎年1回払いで12月12日に翌年度分をご指定口座からの自動引き落としとなります。

●競走馬としての能力の低下、喪失あるいは経済的理由による屠殺、障害飛越行為に起因する事故は、保険の対象外となります。

賞金等の支払い

●賞金は出資口数に応じて算出した額を、出資返戻金と利益分配額（源泉所得税控除）に区分し、金額及び明細を会員様に通知した上で、出走した月の翌月末日に、会員様ご指定口座に振込みます。

●賞金の他、事故見舞金、競走取止交付金、優勝賞品（売却代金）が支給されます。

●会員様へ支払う賞金等の合計額が2,000円に満たない場合にはこれを預かり金とし、預かり金の累計額が2,000円以上になった時にクラブは会員様へこれを支払います。

●会員様が毎月15日の時点で一般会費、維持費出資金、保険料出資金、競走馬出資金等を滞納した場合、クラブは当該会員様に対し賞金等の支払いを留保するものとします。

本人確認のご依頼

200万円を超える支払いを受ける場合には、ご本人様確認をさせていただきます。

競走馬登録抹消に伴う精算

所属馬の引退時に所得税精算金、売却代金および競走馬保険金の合計額（精算金）を会員様ごとの出資割合に応じて計算します。賞金等支払いの際と同様、会員様は精算金を引退時における累積出資金額により出資返戻金と利益分配額に区分して支払いを受け、利益分配額について課税の対象となります。

また、引退時には当該馬の維持費出資金と現役期間中に支給された診療補助金および装蹄補助金の合計額から、その運用に伴い実際に要した預託料等の合計額を差し引いて精算額を算出します。その精算額に余剰がある場合には会員様にお支払いします。不足がある場合には他の分配額から充当し、それでも不足のある場合は会員様へ不足分をご請求させていただきます。

所属馬の引退

所属馬が引退する際、第三者へ売却が出来た場合にはその売却代金が会員様に帰属します。また、第三者へ無償譲渡する場合は、会員様に対して別途報告いたします。

なお、所属馬の売却にあたっては以下の通りとします。

●種牡馬となる場合は、その取引金額の60%相当額を売却代金とします。

●牝馬については、当該馬の提供者が繁殖牝馬として買い戻しを希望する場合は、その競走成績の如何に関わらず、募集総額の5%で売却するものとします。

所属馬の地方競馬(NAR)・JRAへの競走馬登録・在籍について

クラブ法人の所有する競走馬は、地方競馬の競走への出走が認可されていることから、JRA所属馬に対して、NARの競走馬登録を行って地方競馬の競走に出走させることで当該所属馬を運用する場合があります。また、NAR所属馬についても、その成績如何によってJRAの競走馬登録を行って、その競走に出走させることで運用する場合や、JRAへ移籍後、再度NARの競走馬登録を行って運用する場合があります。出資会員様は出資馬がJRA、NARのいずれかに競走馬登録された場合においても、匿名組合契約が終了するまでの間、「競走用馬ファンドの契約にあたって」に定めた権利、義務にしたがって、維持費出資金等の追加出資金納入を行い、また賞金等の分配を受けます。なお、賞金体系等については、地方競馬の各主催者毎に別途定められており、各主催者の定める内容に従います。
※なお、JRA所属の未勝利馬のうち、NARへ転出してJRA再登録要件クリアを目指す所属馬については、再ファンド方式を採用しております。その場合には、当該馬を地方競馬に馬主登録のある第三者(クラブ法人株主または提供牧場)へ一律20万円で売却し、ファンドを解散して精算を行います(但し先々の繁殖入りの可能性のある牝馬については、買い戻し条件である募集価格の5%で売却します)。当該馬がJRAへ再登録するために定めた条件を地方競馬に転籍後、初めて出走した日から1年以内にクリアした場合には、愛馬会法人が当該馬の所有権を再取得し、従前の出資会員様に限定して再出資の募集を行います。従前の出資会員様が当該馬への再出資に応じるかどうかは自由とします。詳細につきましては「競走用馬ファンドの契約にあたって」をご参照ください。

募集締切時期について

今回のヒーロー世代については、原則2歳5月末日をもって募集締切とし(※2歳募集馬は除く)、そこに到る以前に各馬の売出口数が満口となるか、入厩(地方所属馬の場合は競走馬登録)する場合はその前日迄を出資申込受付期間とします。

マイナンバー(個人番号)のご提出について

2016年よりマイナンバー(個人番号)制度の運用が開始されました。それに伴い、当クラブにおきましても、法定調書などへの記載に会員様のマイナンバーを利用いたします。マイナンバーのご提出につきまして、当クラブでは今後対象となる会員様に郵送にて書類一式をお送りし、ご返送いただく方法を取ります。ご到着後、書類に記載の期日までに同封の返信用封筒にてご返送ください。なお、会員様からご提出いただいたマイナンバーは当社の厳格な管理体制の下、収集・保管・利用・破棄いたします。

—あなたも名付け親になるチャンス—
出資馬のネーミング大募集!

ターファイトクラブでは、出資会員の皆様より当該馬のネーミング案を募集しております。誰からも親しまれる素敵な馬名案をお考えいただき奮ってご応募ください。1頭のご出資馬につき3案までご応募いただけます。ご応募の際は意味・由来(32文字以内)、スペル(何語か)、どの馬への馬名案かを明記の上、はがき、ファックス、メール、クラブHP馬名応募フォームのいずれかからご応募ください。馬名案応募受付期間は原則1歳12月末日までとなります(2歳募集馬は除きます※)。なお、馬名の決定に関しましてはクラブに一任していただきます。

※「馬名登録」は入厩前に完了しておく必要があるため、全馬の馬名候補の応募期間を1歳12月末日とさせていただきます(2歳追加募集馬を除きます)。馬名登録完了後は全馬一括して「会報誌」において、馬名を発表いたします。ただし、入厩前の馬名登録は、中央競馬における「競走馬登録」を完了した馬との区別が紛らわしいため、ホームページ等につきましては、従来通りのクラブ募集馬番号で通します。出資馬が日本中央競馬会における競走馬登録を完了した時点で、各媒体にて馬名の公表をいたします。あらかじめご了承ください。

《記入例》

馬番号	馬名(9文字以内)									意味・由来・スペル
例 (愛称)-1	ト	ッ	プ	ス	タ	ー				Top Star(一番星) 名前のとおり、ターフに輝く一番星のような存在になってほしい

下記に該当する馬名はJRAの規定により登録できませんので、どうぞご注意下さい。

1)有名な馬の名称、もしくはまぎらわしい馬名
2)父母の名称と同じか、まぎらわしい馬名
3)すでに登録を受けている馬名、もしくは登録を抹消されてから5年を経過していない馬名と同じか、これとまぎらわしい馬名
4)奇矯な馬名
①性別を限定するような語を使用する場合における申請馬の性による制限
例) ミスター、ボーイ、キングなどは牡馬
ミス、ガール、クイーンなどは牝馬
②擬音、奇声そのもの
5)明らかに営利のための広告宣伝を目的として、会社名、商品名などと同じ名称をつけたと認められ、かつ競走馬名としてふさわしくない馬名
6)10文字以上の馬名

上記要領に従い、ネーミングを記入して、ご応募ください。必ず意味、由来、スペル、どの馬の馬名案かをご記入ください。1頭につきお一人様3案まで。採用された方には、素敵な記念品をプレゼントいたします。